

奈良県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字今西一八九の一、一八九の二
- 二 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県水循環・森林・景観環境部森林資源生産課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）